平成２５年（フ）第２８１６号
大阪府交野市星田７丁目50番５―303号
債務者　山田　誠一
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８７０号
大阪府豊中市豊南町西４丁目５番２号
債務者　植田　弘之
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２１号
大阪市港区夕凪１丁目16番27号
債務者　池部　　裕
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９３５号
大阪府高槻市高垣町58―10　岩井ハイツ203、住民票上の住所堺市中区福田456番地１ピーターサリー301号
債務者　キッチンファームこと　堺　美代子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４１号
大阪市城東区関目６丁目７番２―206号
債務者　黒瀬　久雄
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５８号
大阪府東大阪市西鴻池町１丁目10番12号
債務者　田邊　千代
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６２号
大阪府門真市四宮３丁目８番３号
債務者　髙見加奈子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２５号
大阪府四條畷市緑風台３番17号
債務者　濵谷　里美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４７０号
大阪市住吉区南住吉１丁目22番17号、住民票上の住所大阪市阿倍野区文の里２丁目14番18号
債務者　堂本　弘男
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４２０６号
東京都葛飾区西水元３丁目22―15　エスポワールⅠ102号
破産者　金井　澄子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２１１号
東京都豊島区池袋２丁目39番５号
破産者　株式会社トシマセブンスター
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２１２号
東京都豊島区要町１丁目２―３―102
破産者　金野龍太郎
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２４７号
神奈川県川崎市多摩区枡形１丁目１番21号
破産者　坂田工業有限会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２４８号
神奈川県川崎市多摩区枡形１丁目８―10―204
破産者　坂田　耕一
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２４９号
神奈川県川崎市多摩区枡形１丁目８―10―204
破産者　坂田　道子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２５０号
神奈川県川崎市多摩区枡形１丁目８―10―204
破産者　坂田　彰夫
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２５１号
神奈川県川崎市多摩区生田８丁目17―10　松下テラスハウスＢ棟
破産者　海江田晴信
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２５６号
東京都清瀬市野塩５丁目271番地の８
破産者　有限会社コスモ・アート
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２５７号
東京都清瀬市野塩５丁目271―８
破産者　釈　和佳子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部